



公聴会開催記録書

| | |
|-------------------------|---|
| 対象となる案の 名称及びその概 要 | (名称) 古賀市都市計画マスタープラン(案) (案の概要) 都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成21年4月に策定した当該プランを改訂するもの。 |
| 開催日時 | 令和2年1月16日(木) 18時00分～18時30分 |
| 開催場所 | 古賀市役所 第2庁舎 2階 中会議室 |
| 出席者(市) | (議長) 建設産業部都市計画課長 水上豊 (事務局) 建設産業部長 河北吉昭、 都市計画課 小潟都市計画係長、田中業務主査、青崎業務主査 |
| 公述申出数 | 1件 |
| 公述人数； 公述人氏名 及び住所 | 公述人数 1人 [Redacted] (古賀市 [Redacted]) |
| 公聴会の経過に 関する事項 | 開会 18時00分 公述(計 1人) 18時10分～18時15分 質疑応答 18時15分～18時30分 閉会 18時30分 |
| 公述人が述べた 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

以上の内容に相違ないと認める。

令和 2 年 / 月 20 日

(公聴会議長)

建設産業部都市計画課長 氏名(自署)

水上豊

公述人が述べた意見の要旨

・南北方向には、国道 3 号や国道 495 線といった幹線道路があるが、これをつなぐ東西方向の道路が弱いため渋滞が生じている。この状態のまま、西鉄宮地岳線跡地が道路になると、そこが福津から新宮方面に抜けるための裏道になることは明らかであり、このままだと道路ファーストになってしまうのではないかと危惧している。

・古賀市住民のことを考えるならば、まずは、海側から国道 3 号までの東西方向の道路をどのようにしていくかを十分議論するべきではないか。福津市の住民の利便性ファーストではなく、古賀市住民の利便性を第一に考えて都市計画道路の整備について議論していただきたい。

・子どもや年配の方も安全に歩け、なおかつ、美しい街並みになるよう住民ファーストな都市計画に取り組み、住民の要望が多い場所については緑地化してほしい。

・未来ある子どもから見た魅力ある古賀市という点も、計画に盛り込んでほしい。

以上を要約すると、

①地域住民ファーストの住民目線にたった安全で快適な都市計画、とくに計画道路の在り方。

②子どもの目線にたった都市計画の在り方。

この 2 点となる。

(以上)